



医療費が高額になるときは 限度額適用認定証

健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912

1カ月の医療費が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が「高額療養費」として支給されます。限度額は所得区分によって異なるため、あらかじめ認定証の交付を申請してください。

限度額適用認定証を病院に提示すると、窓口での負担は限度額までになります。

① 国民健康保険の人

■新規申請 事前に健康・保険課または西部支所に申請してください。
■更新 有効期限は7月31日です。引き続き必要な人は、8月中旬に申請してください。

■必要書類 国民健康保険証、印鑑、マイナンバーの分かるもの

※国民健康保険税の滞納がある世帯には、認定証が交付されない場合があります。



申請してくださいね!

② 後期高齢者医療保険の人

■新規申請 住民税非課税世帯と現役並みⅡの人は、認定証を発行しますので、健康・保険課または西部支所に申請してください。

■更新 有効期限は7月31日です。8月1日以降も引き続き当てはまる人には、保険証と一緒に新しい認定証(青色)を送ります。

■必要書類 後期高齢者医療被保険者証、マイナンバーの分かるもの、印鑑

※70歳以上の人は、低所得者Ⅱと、現役並みⅡの人が限度額適用認定証の交付対象となります。

■郵送での申請

- ① 申請書(町ホームページから取得できます)
 - ② 保険証のコピー
 - ③ 返信用封筒(住所を記入し、切手を貼ってください)
- 右記①～③を封筒に入れてください。



国民健康保険、後期高齢者医療に加入している皆さんへ 傷病手当金を支給します

傷病手当金は、国民健康保険か後期高齢者医療に加入している人で、給与収入のある人が、新型コロナウイルスに感染または感染疑いのため、十分な収入がない場合に支給されます。

■対象者 国民健康保険か後期高齢者医療に加入している人で、左記の条件を全て満たす人

① 新型コロナウイルス感染症(感染疑いを含む)の療養のため仕事ができないこと

② 4日以上休んでいること

③ 休んだ期間の給与がもらえないこと

※収入があっても、金額が傷病手当金より少ないときは、その差額が支給されます。

健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912
後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎(288)6050

支給金額

$$\frac{\text{直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額}}{\text{就労日数}} \times \frac{2}{3} \times \text{支給対象日数}$$

※支給対象日数は、仕事を休んだ最初の日から連続して3日間の待機期間を経過した後、4日目以降にもともと勤務の予定であるにも関わらず感染のため休んだ日数です。
※有給休暇を使用するなど傷病手当金の日額相当額を超える収入があった日は、対象外です。

お得な歯科健診で美しい歯と健康予防を

この機会にぜひ受けてみませんか。

- 期限 令和3年2月末
- 場所 委託医療機関(要予約)
- 対象者 後期高齢者医療制度加入者(年1回)
- 内容 歯と歯周の健診、健診結果の説明、歯科保健指導など
- 申込方法 健康・保険課に電話で申し込んでください。後日受診券をお送りします。
- 費用 400円

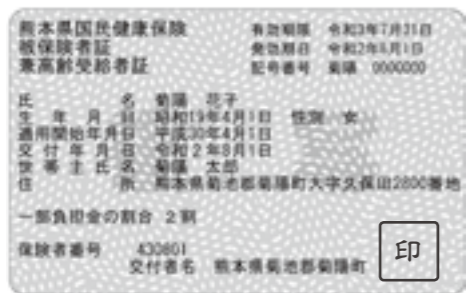


国民健康保険証を送ります

現在お持ちの保険証(薄緑色)の有効期限は7月31日です。新しい保険証(薄紫色)を7月中旬に簡易書留で送りますので、8月1日以降は、新しい保険証をお使いください。

留守の場合、郵便局員が「郵便物等ご不在連絡票」をポストに入れます。記載された期間を過ぎると、役場の受け取りとなります。

※新しい保険証の有効期限は令和3年7月31日です。
※国民健康保険税の滞納がある世帯には、納税相談の通知を送ります。



新しい保険証は薄紫色です

■問い合わせ
健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ 新しい保険証を送ります

現在お持ちの保険証(オレンジ色)の有効期限は7月31日です。

新しい保険証(青色)を7月中旬に簡易書留で送りますので、8月1日以降は、新しい保険証をお使いください。

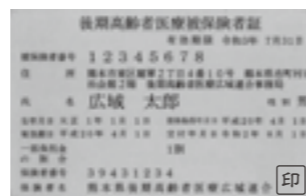
一部負担金の割合は所得で判定します

- 負担割合
- ① 同一世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、住民税の課税所得が145万円以上ある人がいる世帯 3割
 - ②①に当てはまらない世帯の被保険者 1割

保険料が決まりました

令和2年度の保険料が決まりましたので、7月中旬に保険料額決定通知書などを送ります。

■問い合わせ
健康・保険課
国民健康保険係
☎(232)4912



新しい保険証は青色です

自己負担限度額(月額)

70歳以上の人

負担割合	所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
3割	住民税課税所得	690万円以上(現役並みⅢ)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (4回目以降の限度額140,100円)
		380万円以上(現役並みⅡ)	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (4回目以降の限度額93,000円)
		145万円以上(現役並みⅠ)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (4回目以降の限度額44,400円)
1割(75歳以上)	一般	18,000円(年間上限144,000円)	57,600円(4回目以降の限度額44,400円)
		2割(70~74歳)	低所得者Ⅱ
	低所得者Ⅰ		

70歳未満の人

所得要件	区分	3回目まで	4回目以降
901万円を超える	ア	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
600万円を超え901万円以下	イ	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
210万円を超え600万円以下	ウ	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
210万円以下(住民税非課税世帯を除く)	エ	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	オ	35,400円	24,600円